

**第246回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果**

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第3条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○評価（案）について

- (1) 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。
- ・ 警察庁／警察庁の行政情報管理システム業務プログラム（ⅠとⅡ）開発及び保守業務
 - ・ 宮内庁／宮内庁ネットワーク・システムの運用管理支援業務
 - ・ （独）国際観光振興機構／通訳案内士試験業務
- (2) 引き続き民間競争入札を実施するとされた事業
- ・ （独）大学入試センター／業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務
 - ・ 警察庁／警察庁の事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務
 - ・ 総務省／総合無線局監理システム運用技術支援等の請負

以上